

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公用車運行管理規程（昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者)</p> <p>第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>様式第4号(第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) 運転者(相手側の運転者を含む。)について、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第1又は別表第3の備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>(26)～(31) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(安全運転管理者)</p> <p>第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項の規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定する安全運転管理者を選任しなければならない。</p> <p>様式第4号(第15条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考1 各欄の記載は、次によること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(14)～(24) [略]</p> <p>(25) 運転者(相手側の運転者を含む。)について、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第2備考又は別表第5備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記載してください。</p> <p>(26)～(31) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年3月30日から施行する。